

令和7年度に実施予定の対象事項のうち市民参加を求めない事項

資料6

1 市民参加の対象

- ① 条例の制定・改廃(市政に関する基本的な方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃)
- ② 計画の策定・変更(総合計画及び市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更)
- ③ 制度の導入・改廃(広く市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃)
- ④ 施設の設置の策定・変更(広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更)

2 市民参加を求めない理由

- ア 軽易なもの
- イ 緊急に行わなければならないもの
- ウ 法令等の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
- エ 市長その他の執行機関内部の事務処理に関するもの
- オ 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

No.	対象区分	市民参加を求めない事項	対象事項の概要	市民参加を求めない理由	備考欄	担当課
1	①	安城市税条例の改正	地方税法の改正に伴う条例改正	ウ、オ		資産税課
2	①	安城都市計画税条例の改正	地方税法の改正に伴う条例改正	ウ、オ		資産税課
3	①	安城市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	児童福祉法の改正に伴う条例制定	ウ		保育課
4	②	安城市農業振興地域整備計画の見直し	農業振興地域の整備に関する法律第12条の2第1項の規定によりおおむね5年ごとに行う基礎調査の結果を踏まえ、同法第13条第1項の規定により同計画の見直しを行うもの	ウ	同法第13条第1項の規定により基礎調査(アンケート)及び計画の縦覧は実施予定※	農務課

※ 安城農業振興地域整備計画の見直し(令和7年4月～令和9年3月)

- ・ アンケート
対象: 市内農地所有者及び耕作者(保有面積上位1,000名)
時期: 令和8年3月頃
活用: 農業に関する現況および将来の見通しについて調査し、計画変更時の資料とする。
- ・ 計画の広告縦覧
時期: 令和9年2月頃(縦覧・意見募集期間ともに30日間)
周知・公告: 広報あんじょう、市公式ウェブサイト、掲示場 設置場所: 農務課窓口

農地所有者(利害関係者)権利侵害にならないよう、同法の規定範囲内で市民参加を実施する。